

平成30年 7月 6日

田辺市議会議長 小 川 浩 樹 様

会派名 紀 新 会

代表者名 尾花 功

## 出張（研修及び調査研究）報告書

下記のとおり出張（研修及び調査研究）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

### 記

参加議員	塚 寿雄、安達克典
期 間	平成30年6月5日 ～ 平成30年6月6日
実施場所 （研修会場、視察先、 相手方等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都市役所（京都市中京区御池上る上本能寺前町 488）</li><li>・上賀茂神社（京都市北区上賀茂本山 339）</li><li>・下鴨神社（京都市左京区下鴨泉川町 59）</li></ul>
活動の目的・内容 及び結果等	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都市手話言語条例の施行について （京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例）</li><li>・「紀州 梅道中」京都賀茂神社（上賀茂・下鴨）への梅奉納</li></ul>

報告書は別添のとおり

# 紀新会 視察報告書

日 程 平成 30 年6月5日～6月6日

視察先 京都市(京都市役所)

視察内容 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について」

## ・京都市の概要

京都府最大の都市であり、府の人口の 56.7%を占めている。

京都府・滋賀県などに広がる京都都市圏および京滋の中核であるとともに、京阪神(近畿大都市圏)の一角を担っている。

東京都市圏、大阪都市圏、名古屋都市圏に次ぐ日本第 4 位の規模である。

人口は約147.5万人で、日本の市で8番目の人口を有する。

平安時代から江戸時代前期までは日本最大の都市であり、その市街地は「京中」、鎌倉時代以降は「洛中」と呼ばれ、都市としては「京」「京の都」「京都」と呼ばれた。

江戸時代には三都、明治期には三市、大正期以降は六大都市(五大都市)の各々の一角を占め、戦後には政令指定都市になった。

このような中で都市生活者向けの商工業が発達し、特に国内流通が活発化した江戸時代には、全国に製品を出荷する工業都市となる一方、数々の技術者を各地の藩の要請に従って派遣した。

その伝統は現在も伝統工芸として残るのみならず、京セラや島津製作所など先端技術を持つ企業をはじめ、任天堂やワコールなど業界トップクラスの本社が集まるなど、現代産業を支えている地域の一つである。

第二次世界大戦の戦災被害を免れた神社仏閣、古い史跡、町並みが数多く存在し、宗教・貴族・武家・庶民などの様々な歴史的文化や祭りが国内外の観光客を惹き寄せる観光都市であり、「国際観光文化都市法」に基づく国際観光文化都市に指定されている。

さらに、旧帝国大学の京都大学をはじめとする多数の大学が集積し、国内外から学生や研究者が集まる学園都市ともなっている。

## ・京都市と手話

京都市では、平成28年3月25日「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（手話言語条例）が、市議員全員により提案され全会一致で可決のうえ制定、4月1日に施行された。

この条例では、手話への理解促進・普及をすすめるすべての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指している。

昭和38年(1963年)に日本で最も長い歴史を持つ手話サークルが結成され、昭和44年(1969年)にろうあ者の福祉施設として京都ろうあセンターが創設される一方、京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年(1972年)の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年(1978年)の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

## ・「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の成立経緯

平成26年 5月 京都市議会にて「手話言語法制定を求める意見書」を可決。

平成27年10月 京都市聴覚障害者協会から議長及び各会派に対し、手話言語条例の制定等を求める要望書が提出される。

11月 各会派で要望書に基づく検討を行う。

12月 全会派代表者による会派会議を開き、条例制定に関する検討を行う。

全会派の代表者によるプロジェクトチームを設置し、市議員全員の共同提案による2月議会での制定を目指す。

京都市聴覚障害者協会からの意見聴取を実施し、条例案を検討する。

平成28年 1月 プロジェクトチーム会議において、条例案を取りまとめる。

3月 「京都市がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」制定。

## ・「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の制定趣旨・特色

- ① 京都市、市民事業者が理念を共有し、ともに取り組むことで、手話への理解と豊かな共生社会の実現への機運を高めるといった事業者を含めた市民ぐるみの運動を志向している。
- ② 国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市において、観光客の方をはじめとする来訪者の方が自由に交流することができるよう、手話が言語として位置づけられたことを踏まえ、具体的な取組を通じて、おもてなし環境としての精神的な風土づくりを行っている。

- ③ 他の障害者施策との整合を図りながら、取組、コミュニケーションの分野などをはじめとする障害者施策全体として進めることにより、ノーマライゼーションの一層の推進を図る。
- ④ 未来の担い手である児童・生徒を対象とした取組を進めることで、手話への理解と普及の加速化を図る。

#### ・所感

近年、手話を独自の言語体系を持つひとつの言語として認める動きが過熱してきている。

全国各地の自治体においても、手話を言語として認めるための条例としていわゆる「手話言語条例」を制定する自治体が見られるようになってきた。

本視察先である京都市においても平成28年3月に「京都市がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」が制定された。

本条例は議員提案であり、観光都市として手話を要する観光客の受け入れ態勢の充実に触れている点で他の手話言語条例に比して特徴的である。

田辺市議会においても平成26年6月議会にて「手話言語法制定を求める意見書」が採択されている。

手話が独自の言語体系を持った一つの言語であると認識することは手話を母語とする人々の文化を受け入れることであり、そこに反論の余地はないと考える。

一方、ダブル世界遺産と銘打ち、観光都市として成長しつつある本市にとって、障害の有無や国籍等に関わらず、多様な人が訪れ、楽しめる場所を目指さなければならない。

そうした意味で観光に触れた「京都市がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」は大変参考になるものであった。今後本市においても、そうした多様性を受け入れる街づくりを進めていくにあたり、本条例についても研究を進めなければならない。





平成 30 年 6 月 6 日（水）

1. 訪問先 上賀茂神社(京都市北区上賀茂本山 339)  
下鴨神社 (京都府京都市左京区下鴨泉川町 59)
2. 目的 「紀州 梅道中」京都賀茂神社(下鴨・上賀茂)への梅奉納

### 3. 活動内容等

平成 18 年に「梅の日」が制定されてから、今年で 13 回目の記念行事開催を迎えた。

自治体や生産者らでつくる「紀州梅の会」の主催により、毎年 6 月 6 日には京都市の上賀茂神社と下鴨神社に青梅と梅干しを奉納している。

今年は文字通り「梅雨」の雨が降る中での奉納行事となり、例年より人出は少ないようであったが、熱心な参拝者と関係者で賑わった。

私たち紀新会は、紀州南高梅が奉納される神事に参加し拝礼低頭する中、益々の豊作を心から祈願するとともに、参列者の皆様方へ一粒々梅干しを手渡ししながら、その願いを込めて田辺市と紀州南高梅の P R 活動に励んだ。

